○農林水産省告示第千九十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

生産業者の住所の変更

登録番号　生第10014３号

変更前　大阪府大阪市北区菅原町10番11－1403号

変更後　大阪府大阪市東住吉区今林一丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内

○農林水産省告示第千九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第87541号	汚泥発酵肥料	豊丘クリーン	長野県須坂市大字須坂1528番地の１
生第91945号	家庭園芸用複合肥料	太陽の恵みA（エース）	愛知県豊橋市若松町字若松146
生第91969号	家庭園芸用複合肥料	太陽の恵みG（ゴールド）	愛知県豊橋市若松町字若松146
生第92321号	液状複合肥料	ECO有機入り733号	愛知県豊橋市若松町字若松146
生第92322号	液状複合肥料	ECO有機入り155号	愛知県豊橋市若松町字若松146
生第92581号	液状複合肥料	ECO有機入り421号ネオ	愛知県豊橋市若松町字若松146
輸第11315号	家庭園芸用複合肥料	PWF10－30－20	東京都港区三田一丁目２番18号
輸第11316号	家庭園芸用複合肥料	PWF19－10－20	東京都港区三田一丁目２番18号
輸第12834号	化成肥料	有機入り化成肥料888	東京都江東区亀戸六丁目55番20号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年七月四日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5263	タカタ株式会社	東京都港区赤坂二丁目十二番三十一号	平成二十九年六月二十六日から平成三十年六月二十五日まで
5264	タカタ九州株式会社	佐賀県多久市東多久町別府二千百九十五番地の四	平成二十九年六月二十六日から平成三十年六月二十五日まで

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三又谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高町大字高家

字三又　一九三番　一号

一二四六番九　二号

一二四六番二　三号

一二四三番一　四号

一二四〇番一　八号

一五九番　九号

一九〇番　十号

一九一番　十一号

一九二番　十二号

一二五一番　五号及び六号

一二三六番一　七号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市井谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字江川

字市井谷　一七九六番　一号

二六六四番　三号

二六六〇番　四号及び五号

一七八八番　六号

二六四四番　七号

一七六〇番　二号

一七三七番　八号

一七六一番地先里道敷　九号

一七六四番　十号及び十一号

○国土交通省告示第六百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐須瀬在家川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

長崎県対馬市厳原町佐須瀬

字在家　二三四番及び二三五番

二三六番一及び二三六番二

二三七番一から二三七番四まで

二三七番七

二四〇番及び二四一番

二五四番一及び二五四番二

二五五番から二五八番まで

二六〇番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県対馬市厳原町佐須瀬

字在家　二四五番　一号

二三五番　二号

二五四番一　三号

二六〇番　四号及び五号

二三七番八　六号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田子ノ浦川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

長崎県長崎市多以良町

又一九一五番

一九一五番一

一九一六番

一九一六番イ

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）